

臨時株主総会招集ご通知における
インターネット開示事項

財産及び損益の状況
主要な事業内容
主要な事業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類にかかる会計監査報告 謄本
第 10 期（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

株主総会参考書類
オンキヨー&パイオニア株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等の内容
第 15 期（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

オンキヨー株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第7期 (2017年3月期)	第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)
売上高	55,882	51,533	43,836	21,808
経常損失(△)	△458	△1,947	△1,676	△5,668
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△752	△3,426	34	△9,880
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)	△9円24銭	△35円95銭	1円62銭	△293円20銭
総資産	29,789	31,671	21,003	9,789
純資産	2,676	2,701	2,572	△3,355
1株当たり純資産額	25円51銭	21円43銭	98円84銭	△62円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第10期の状況は、「I. 1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当社グループは、次の製品の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する一切の業務を営んでおります。

事業セグメント	主 な 製 品 等
A V 事業	オーディオ・ビジュアル関連製品
デジタルライフ事業	ヘッドホン等のモバイルオーディオ、電話機、音楽配信等のコンテンツ、食事トレーニングアプリ
O E M 事業	車載用スピーカー、家電用スピーカー、スピーカー部品、各種受託生産

主要な事業所及び工場（2020年3月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本社	大阪府東大阪市
	オンキヨー技術センター	大阪府寝屋川市
	東京オフィス	東京都墨田区
子 会 社	オンキヨー&パイオニア株式会社	本社：東京都墨田区 大阪オフィス：大阪府東大阪市
	オンキヨー&パイオニア マーケティングジャパン株式会社	本社：東京都墨田区
	オンキヨースポーツ株式会社	本社：東京都墨田区
	Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation	アメリカ カリフォルニア州
	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	Head Office：ドイツ バイエルン州
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	本社：中国 香港
	安橋(上海)商貿有限公司	中国 上海
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
	上海安橋電子有限公司	中国 上海
	広州安橋音響有限公司	中国 広州 台湾
	Minda Onkyo India Private Limited	インド ニューデリー

使用人の状況（2020年3月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,134 (281) 名	234名減 (128名増)

（注）1．使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2．臨時雇用者には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の使用人を含み、派遣社員を除いております。

（2）当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
153 (46) 名	221名減 (9名減)	44.7歳	18.6年

（注）1．使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2．臨時雇用者には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の使用人を含み、派遣社員を除いております。

3．平均勤続年数の算定にあたっては、参考として当社グループにおける勤続年数を通算しております。

主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント 株 式 会 社	500百万円
A m B a n k (M) B e r h a d	404百万円
オーエス・ホールディング株式会社	361百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても56億68百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で64億68百万円（前連結会計年度末38億74百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を98億80百万円計上した結果、当連結会計年度末現在において33億55百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームA V事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意に至りました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ）」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の業績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから、29億34百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を98億80百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してA B Lやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームA V事業を中核事業化し、O E M事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

今後、以上のようなグループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。

株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | | |
|--------------|------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 540,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 274,331,671株 |
| | | (自己株式408,187株を含む) |

(注) 2019年3月18日に発行した第5回新株予約権並びに第6回新株予約権の新株予約権行使、2019年9月6日に発行した第7回新株予約権の新株予約権行使、2020年1月17日に発行した第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換並びに第8回新株予約権の新株予約権行使、2020年3月6日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2020年3月25日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は159,181,476株増加しております。

- | | |
|-----------------|----------|
| (3) 株主数 | 42, 332名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
パ イ オ ニ ア 株 式 会 社	10,835千株	3.95%
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	4,209千株	1.53%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	3,300千株	1.20%
株 式 会 社 ラ イ ブ ス タ ー 証 券	3,125千株	1.14%
シ ュ レ ス タ マ ノ ジ ュ	2,018千株	0.73%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	1,908千株	0.69%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,839千株	0.67%
足 立 昇 司	1,825千株	0.66%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	1,796千株	0.65%
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,773千株	0.64%

(注) 持株比率は自己株式(408,187株)を控除して計算しております。

なお、「MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT」は、2018年9月19日付の第三者割当増資により実際の株式所有者は「DTS, Inc.」と確認しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づく新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。

- ① 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年8月21日
新株予約権の総数	416,667個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は41,666,700株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金53円
新株予約権の払込期日	2019年9月6日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初60円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2019年9月9日から 2020年9月8日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は41,666,700株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌日以降、1価額算定日が経過する毎に修正される。（注）2.に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価額算定日の翌日において、基準行使価額（但し、当該金額が、下限行使価額（（注）6.（2）に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

また、（注）3.の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。

3. 行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の割当日後、（注）3.（2）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

② （注）3.（2）①の取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、（注）3.（2）①の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（3）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額

からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注)3.(2)②の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)①の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) (注)3.に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)②の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注)1.の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は41,666,700株、割当株式数（(注)1.に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。）が修正されても変化しない（但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日以降、1価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。

- ・当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- ・取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
- ・当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）

本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、直前

価格算定日の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、(注)3.の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。

② 修正の頻度

行使価額は、1 価格算定日が経過する毎に修正される。

(3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限

① 下限行使価額は30円とする。但し、(注)3. の規定を準用して調整される。

② 割当株式数の上限41,666,700株（発行済株式総数に対する割合は36.18%）

(4) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

① 当社は、2019年9月10日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり53円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

② 当社は、2020年9月8日において、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たり53円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

本新株予約権の行使コミットメント

割当先は、当社に対して、行使期間中に本新株予約権の全部を行使した場合を除き、行使期間中に以下の表中の「コミットメント条件」に記載のコミットメント条件が達成された場合、当該コミットメント条件の達成日において、当該コミットメント条件達成日に先立つ当該コミットメント条件達成に係る20適格取引日（大要、当社普通株式の終値が下限行使価額の115%に相当する金額を上回り、市場混乱事由が生じおらず、かつ、行使停止期間中の取引日ではない取引日をいいます。）中取得株式数が、当該コミットメント条件に対応する以下の表中の「コミットメント株式数」に記載の株式数（但し、当社が、本新株予約権割当契約締結日以後に株式分割等を行った場合には、当社及び割当予定先は協議の上でかかる株式数を公正かつ合理的に調整するものとします。）に達するまで、本新株予約権が行使されていることを約束しております（以下「行使コミットメント」といいます。）。

なお、当社の2019年8月20日までの直近1ヶ月間（2019年7月22日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は5,371,729株、同3ヶ月間（2019年5月21日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は17,791,086株、同6カ月間（2019年2月21日～2019年8月20日）における1日当たりの平均出来高は9,975,283株となっております。

コミットメント条件	コミットメント株式数
① 当該日における当社普通株式の出来高が1,000万株以上となる適格取引日（但し、当該適格取引日より前にコミットメント条件達成日が存在する場合は、当該コミットメント条件達成日以前のかかる適格取引日を除く。以下本表において同じ。）が20に到達したこと	3,500万株
② 当該日における当社普通株式の出来高が750万株以上1,000万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	3,000万株
③ 当該日における当社普通株式の出来高が500万株以上750万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	2,000万株
④ 当該日における当社普通株式の出来高が250	1,000万株

万株以上500万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	
⑤ 当該日における当社普通株式の出来高が50万株以上250万株未満となる適格取引日が20に到達したこと	200万株

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 本新株予約権は2020年1月16日時点において、399,784個の新株予約権行使が完了し、未行使新株予約権16,883個については当社が取得し、その全部を消却しております。

第8回新株予約権

決議年月日	2019年12月27日
新株予約権の総数	1,500,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は150,000,000株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金2.8円
新株予約権の払込期日	2020年1月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初28円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2022年1月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は150,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

(1) 修正日（本新株予約権の各行使請求の効力発生日）における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、（注）3.（2）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発

行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 3. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 3. (2)①乃至(注) 3. (2)③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 3. (2)①乃至(注) 3. (2)③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注)3.(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は150,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

② 修正の頻度

(注)6.(2)①に記載に従い修正される。

(3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限

- ① (注) 6. (2)①にかかわらず、(注) 6. (2)①に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする
- ② 割当株式数の上限150,000,000株（2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は95.59%）
- (4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。
- (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容
金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。
- (6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大脇直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株（利率：3%、貸借期間：2019年12月27日～2023年1月31日）を行っております。
割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。
7. 本新株予約権は2020年3月31日時点において、180,000個の新株予約権行使が完了し、未行使新株予約権1,320,000個となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年12月27日
新株予約権の総数	500,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金6.5円
新株予約権の払込期日	2020年1月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初28円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2023年1月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

- (1) 修正日(割当日の翌日(当日を含む。))から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。行使価額の修正基準に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。))から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日)における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注)3.(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。))若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注)3.(2)①乃至(注)3.(2)③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)3.(2)①乃至(注)3.(2)③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌

日から当該取引の承認があった日までに第9回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注)3.(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) (注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は50,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予

約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日（当日を含む。）から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して6ヶ月後の応当日（応当日が存在しない場合には、翌月の当初日とする）に、直前取引日の東証終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

② 修正の頻度

（注）6.（2）①の記載に従い修正される。

(3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限

① （注）6.（2）①にかかわらず、（注）6.（2）①に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする

② 割当株式数の上限50,000,000株（2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は31.86%）

(4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大脇直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株（利率：3%、貸借期間：2019年12月27日～2023年1月31日）を行っております。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

7. 本新株予約権は2020年3月31日時点において、未行使新株予約権500,000個となっております。

② その他新株予約権等の状況

2019年3月18日付にて発行した第5回新株予約権については、2020年1月6日までに新株予約権29,449,800個全ての行使が完了しております。また、同じく2019年3月18日付にて発行した第6回新株予約権についても2019年8月22日までに新株予約権9,000,000個全ての行使が完了しております。

③ 当事業年度中に会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

【転換社債型新株予約権付社債の内容】	
社債の総額	500,000,000円
各社債の金額	12,500,000円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2020年1月17日
償還の方法及び期日	本社債は、2022年1月26日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当
【新株予約権の内容】	
社債に付された新株予約権の総数	40個

新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は17,857,120株（新株予約権1個当たり446,428株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	当初28円（注2）（注3）
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2022年1月19日まで（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注9） 資本組入額（注10）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額」欄に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額の修正

- (1) 修正日（本新株予約権の各行使請求の効力発生日）における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
- (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ （注）3. (2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3. (2)①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 転換価額調整式の計算については、0.1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東証終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)⑤の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、2020年1月20日から2022年1月19日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
- (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- (3) 当社が、（注）5. (3)乃至(5)に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- (4) 当社が、（注）6. に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

5. 償還の方法

- (1) 本社債は、2022年1月26日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、下記(3)乃至(5)に定めるところによる。
- (2) （注）5. に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 請求による繰上償還

当社は、2020年1月20日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(4) 組織再編行為による繰上償還

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

6. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 当社が（注）5.、（注）2. 若しくは（注）3.、（注）7. 又は（注）8. の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

7. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8. 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、（注）1. の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、株価の上昇又は下落により増加・減少することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、（注）2. に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の

数は増加する。

(2) 転換価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の90％に相当する金額の小数第2位を切上げた金額が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

注）11. (2) ①にかかわらず、注）11. (2) ①に基づく修正後の転換価額が15.5円を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

② 修正の頻度

（注）11. (2) ①の記載に従い修正される。

(3) 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 転換価額の下限

注）11. (2) ①の記載のとおりである。

② 新株予約権の目的となる株式の数の上限

該当事項はありません。

(4) 本新株予約権付社債は、（注）5. (3)乃至(5)に従い、繰上償還されることがある。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で、本新株予約権付社債の割当て等を規定する買取契約を締結致しました。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大脇直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株（利率：3％、貸借期間：2019年12月27日～2023年1月31日）を行っております。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

12. 本新株予約権付社債の発行決議日は2019年12月27日であります。

13. 本新株予約権付社債は2020年3月2日までに新株予約権40個全ての転換が完了しております。

④ その他新株予約権付社債の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人 Ks Lab.

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人 Ks Lab. は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める額としております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。

- a. 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- b. 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- c. 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- d. 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
- e. 取締役及び使用人の職務執行状況並びに使用人の業務執行についての監査
 - ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - ・使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
- f. コンプライアンスについての通報相談を受付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- b. 法令又は取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- b. リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- c. 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- d. 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- b. 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- c. 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

⑤当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制を取る。
- b. 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- c. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

⑥監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
 - ・監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することが出来る。
 - ・上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
 - b. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
 - ・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
 - c. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ・監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用又は債務の処理を行う。
- ⑦反社会的勢力排除に向けた社内体制の確保
- a. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を担当する部門を定め、全社における体制の整備を推進する。
 - b. 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直す。
 - c. 社内体制の整備を担当する部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底し、組織的に対応する体制を確保する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 当社グループの取締役及び使用人による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オンキヨーグループ企業行動憲章」その他社内規程を制定し、周知徹底を図っております。
 - ② 法令及び定款に適合した企業行動・組織運営体制を確保するため「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループ全体のコンプライアンスへの取組みを推進しています。
 - ③ 新人研修、管理職研修等において当社グループの役職員に対するコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っていきます。
 - ④ 当社グループのコンプライアンス上の問題の未然防止及び早期発見、是正を行うため、「公益通報規程」に基づき内部通報窓口を設け、取締役及び使用人への周知徹底を行うとともに、通報・相談したことを理由として不利益な取扱いを行わないなど、適切に運用しています。
 - ⑤ 「稟議規程」に基づき、子会社で必要とされる決裁内容に応じ、子会社から親会社である当社へ事前申請及び当社による承認を行うことで子会社の業務の適正を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2 0 1 9 年 4 月 1 日 残 高	6,191	5,575	△9,984	△53	1,728
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,070	2,046			4,116
親会社株主に帰属する当期純損失			△9,880		△9,880
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				0	0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		53			53
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,070	2,100	△9,880	△0	△5,710
2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 残 高	8,261	7,675	△19,865	△53	△3,981

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
2 0 1 9 年 4 月 1 日 残 高	△22	561	539
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行			
親会社株主に帰属する当期純損失			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22	△7	14
連結会計年度中の変動額合計	22	△7	14
2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 残 高	0	554	554

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2019年4月1日残高	7	296	2,572
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			4,116
親会社株主に帰属する当期純損失			△9,880
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			53
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1	△232	△218
連結会計年度中の変動額合計	△1	△232	△5,928
2020年3月31日残高	6	64	△3,355

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在において3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意にいたしました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローンの契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の業績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから、2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してABLやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

このような方針変更を受け、以下の施策を遂行することで各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ホームAV事業の中核化

ホームＡＶ事業では、国内従業員の約 30%に相当する 100 名規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により 2020 年 3 月期第 4 四半期から年間約 1,000 百万円の固定費の削減、さらに開発機種削減による開発費の削減等で年間約 750 百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しました。当該合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しく VOXX グループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いている VOXX グループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、業績回復の柱とするべく再チャレンジしてまいります。

・デジタルライフ事業の商品戦略と新規市場の開拓

デジタルライフ事業では、高付加価値のワイヤレスイヤホンや、伸長する人気アニメやファッションブランドをはじめとするコラボモデル、ゲーミング及び e スポーツ市場に向けた新ブランド

「SHIDO」による新規開拓の活動等を強化しております。また国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めております。2019 年 10 月より販売を開始した Klipsch 社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いており、現在はホームＡＶ関連商品の供給など包括的な協力関係の構築を目指した協議を進めております。

・OEM事業、その他事業の資本提携

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器（Vibtone）を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置づけてまいりました。

また、ＡＩや産学連携による新ビジネス、e-onkyo によるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

・ホームＡＶ事業を中心としたグループ再編

ホームＡＶ事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現することを目的に、ホームＡＶ事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、ＡＩ、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテインメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当連結計算書類に反映しておりません。

２．[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

11 社

主要な連結子会社の名称

オンキヨー&パイオニア(株)、オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)、オンキョースポーツ(株)、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Europe GmbH、Pioneer & Onkyo U. S. A. Corporation、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、

上海安橋電子有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋音響有限公司、Minda Onkyo India Private Limited

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数
持分法適用の関連会社の名称

5 社

ティアックオンキヨーソリューションズ(株)、Moneual
Onkyo Lifestyle Inc.、(株)CO3、S&O ELECTRONICS
(MALAYSIA)SDN.BHD.、FLEXI ACOUSTICS SDN.BHD.

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋音響有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、当該連結子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの ……

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

ロ. 時価のないもの ……

② たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） ……

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、在外連結子会社および一部国内連結子会社は主として定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

15年～41年

機械装置及び運搬具

4年～15年

工具、器具及び備品

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く） ……

定額法

③ リース資産 ……

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

③ リサイクル費用引当金

PC リサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込み額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. [会計方針の変更に関する注記]

(在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いに関する改正実務対応報告等の適用)

改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(2019 年 6 月 28 日)及び改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2018 年 9 月 14 日)を、当連結会計年度の期首より適用しております。当該改正実務対応報告の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(IFRS 第 16 号「リース」の適用)

国際財務報告基準 (IFRS) を適用している一部の在外子会社は、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。当該 IFRS 第 16 号の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. [連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産	
土地	220 百万円
建物及び構築物	120 百万円
無形固定資産	21 百万円
投資有価証券	529 百万円
計	892 百万円

担保対応債務	
短期借入金	765 百万円
1 年内返済予定長期借入金	52 百万円
買掛金	613 百万円
未払金	62 百万円
長期借入金	55 百万円
計	1,548 百万円

(注) 上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社（以下、OCSとする）の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産 274 百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

2. 有形固定資産減価償却累計額 5,064 百万円

5. [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	274,331,671

(注) 当社は、2020 年 7 月 22 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っておりますが、株式数については、株式併合前の株式数を記載しております。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

株式の種類	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	182,000,000

(注) 当社は、2020 年 7 月 22 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っておりますが、株式数については、株式併合前の株式数を記載しております。

6. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金および減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、在外子会社の留保利益であります。なお、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

7. [金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	718	718	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,637	6,637	
貸倒引当金 (*2)	△ 3,492	△ 3,492	
	3,145	3,145	-
(3) 未収入金	1,111	1,111	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	42	42	-
(5) 長期貸付金	192	165	△26
(6) 支払手形及び買掛金	(7,575)	(7,575)	-
(7) 短期借入金	(1,303)	(1,303)	-
(8) 未払金	(2,479)	(2,479)	-
(9) 長期借入金	(252)	(252)	0
(10) リース債務 (*3)	(23)	(23)	0

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) リース債務には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は「(8) 長期借入金」に含めております。

(9) 長期借入金、(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,103 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

8. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 △62円56銭

1株当たり当期純損失 293円20銭

(注) 当社は2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

9. [重要な後発事象に関する注記]

(投資有価証券の売却)

当社は、2020年4月30日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2020年5月7日に売却いたしました。

1. 投資有価証券の売却理由

当社資産の有効活用を目的として、当社が保有する投資有価証券の売却を行うことといたしました。

2. 投資有価証券の売却の内容

①売却株式銘柄	当社保有の国内非上場企業有価証券
②売却日	2020年5月7日
③売却株式数	800株
④売却額	184百万円
⑤投資有価証券売却益	70百万円

(株式併合)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、2020年6月25日開催の第10期定時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決され、2020年7月22日付でその効力が発生しております。

1. 株式併合の目的

株価低迷による上場廃止のリスクを払拭するための株価状況の改善、発行済株式総数の適正化及び当社グループの投資環境の整備、株式管理コストの削減のために行うものであります。

2. 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類
普通株式

② 株式併合の方法・比率

2020年7月22日をもって、2020年7月21日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

③ 株式併合により減少する株式数

当社発行済株式総数（A）（2020年7月21日時点）	483,841,471株
本株式併合による減少株式数（B）	387,073,177株
本株式併合後の当社発行済株式総数（A－B）	96,768,294株

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、売却を実施し、その代金を、端数の生じた株主様に対してその端数の割合に応じて分配いたしました。

4. 効力発生日における発行可能株式総数

216,000,000株

株式併合の割合に加え、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の実現性の必要性も勘案し、従来の540,000,000株から216,000,000株に減少いたしました。

5. 株式併合の日程

取締役会決議日	2020年 5 月15日
株主総会決議日	2020年 6 月25日
株式併合の効力発生日	2020年 7 月22日

6. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(第8回新株予約権の取得並びに消却)

当社は、2020年1月17日付にて発行いたしました第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の残存する全部を取得及び消却することを、2020年5月20日開催の取締役会において決議し、2020年6月4日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2020年1月17日付のEVO FUNDを割当先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行により、2020年5月20日現在において、260,000個の行使が完了しており、調達した金額は約503百万円となっておりますが、当社の2020年4月における月間終値平均株価は10.19円と当初行使価額(28円)と実勢価額が著しく乖離しており、当初の予定通りの行使による資金調達が達成できない状況が続いてまいりました。当社は、調達できなかった営業債務及び有利子負債の支払いのための資金が必要になることから、2020年5月20日開催の取締役会において本新株予約権については取得及び消却し、新たに第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を行うことを決議いたしました。

2. 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却した新株予約権の名称	オンキヨー株式会社第8回新株予約権
取得及び消却した新株予約権の数	942,000個（新株予約権1個当たり100株）
取得価額	合計2,637,600円（新株予約権1個当たり2.8円）
取得日及び消却日	2020年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co., Ltd）（以下、これらを個別に又は総称して、「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行を決議し、2020年6月5日付で本新株式に関する払込手続が完了いたしました。

なお、本第三者割当による本新株式の発行に係る払込みについては、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）の方法によります。

1. 募集の目的及び理由

当社グループの営業債務の支払い遅延の大きさから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況の下で、グループ全体の支払い遅延債務の減少が不可欠であることに加えて、財務内容の改善を行い、かつ、支払い遅延の解消を含む営業債務の支払いに資金を集中的に充当していくことが、事業継続における最優先事項であり、既存株主の利益を守ることにつながるものであると判断したことによるものです。

2. 第三者割当による新株式の発行の概要

(1) 払込期日	2020年6月5日
(2) 発行新株式数	普通株式151,709,800株
(3) 発行価額	1株につき10.3円
(4) 発行価額の総額	1,562,610,940円 全額現物出資（D E S）の方法によります。
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、割当先（5社）が当社に対して有する貸付金債権及びその他の金銭債権残高合計1,562,613,391円に相当する債権であり、内訳及び各債権に関する詳細は以下のとおりです。 ①EVO FUNDが当社に対して有する貸付金債権元本残高500,000,000円に相当する債権（※1） ②オーエス・ホールディング株式会社が当社に対して有する貸付金債権元本残高361,000,000円に相当する債権（※2） ③冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）が当社に対して有する売掛債権420,027,194円に相当する債権（※1）（※3） ④冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）が当社に対して有する開発委託関連費債権38,065,119円に相当する債権（※1） ⑤Ampacs Corporationが当社に対して有する売掛債権及び開発委託費債権189,556,050円に相当する債権（※3） ⑥英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co., Ltd）が当社に対して有する売掛債権及び開発委託費債権53,965,028円に相当する債権（※3） 出資される債権の価額は、いずれも債権の額面金額と同額となります。 ※1 債権譲渡について 当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社と当社との間の2019年12月25日付LOAN AGREEMENTに基づく貸付金債権は、2020年5月15日、当初債権者であるEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社から、EVO FUNDを譲受人として譲渡されました。 また、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS（HK）LIMITEDと当社との間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく売掛債権及び2020年5月19日付開発委託関連費債権に関する合意書に基づく開発委託関連費債権は、2020年5月19日、当初債権者であるPHICOUSTIC SYSTEMS（HK）LIMITEDから、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）を譲受人として譲渡されました。 ※2 2019年9月30日付極度方式金銭消費貸借契約書は、払込期日（2020年6月5日）付で解除され、これに伴い、担保も消滅しています。 ※3 債務引受について 当初債務者である当社100%子会社のオンキヨー&パイオニア株式会社とPHICOUSTIC SYSTEMS（HK）LIMITEDとの間の2020年5月19日付売掛金債権に関する合意書に基づく金銭債務、同オンキヨー&パイオニア株式会社とAmpacs Corporationとの間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務並びに同オンキヨー&パイオニア株式会社と英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co., Ltd）との間の2020年5月19日付売掛金債権及び開発委託費債権に関する合意書に基づく金銭債務は、当初債務者であるオンキヨー&パイオニア株式会社から当社が払込期日の2020年6月5日において各債権者、オンキヨー&パイオニア株式会社と当社との間の各債務引受契約に基づき、免責的債務引受の方法によりそれぞれ債務引受をいたしました。
(6) 募集又は割当方法	第三者割当によります。

(7) 割当先及び割当株式数	EVO FUND	48,543,600株
	オーエス・ホールディング株式会社	35,048,500株
	冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited)	44,474,900株
	Ampacs Corporation	18,403,500株
	英研智能移動股份有限公司 (AIMobile Co., Ltd)	5,239,300株

(包括的株式発行プログラム(“STEP”) 設定契約締結及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年7月31日付の当社取締役会決議によりEVO FUND(以下、「割当先」といいます。)との間で、株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)を締結することについて決議し、同日付で株式発行プログラム設定契約を締結いたしました。

また、当社は、2020年7月31日付の取締役会決議において、株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく割当先に対する第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関し、下記のとおり決議いたしました。

1. 包括的株式発行プログラム(Straight-Equity Issue Program “STEP”)

① 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由

当社は、本プログラムが今後の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となる点で企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制することができる点においても当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定いたしました。

② 本プログラムの概要

(1) 対象株式	当社普通株式
(2) 対象株式数	最大92,000,000株
(3) 発行価額	各割当に係る割当決議日の前取引日(同日を含みます。)までの3取引日間において株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)
(4) 割当数量	各回11,500,000株、計8回
(5) 割当先	EVO FUND

本プログラムは、当社が割当先との間で2020年7月31日付で締結する株式発行プログラム設定契約に基づき、総計92,000,000株の当社普通株式を上限として、割当先に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。

本プログラムに基づき発行される当社普通株式の総数は最大で92,000,000株であり、第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により発行されます。なお、各回に係る割当決議日は、以下の表に記載のとおりです。各回の割当については、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日における当社取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)によって、当該割当の発行条件が確定し、当社と割当先との間で当該割当に係る第三者割当契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	2020年8月12日	2020年8月27日	11,500,000株
第2回割当	2020年9月1日	2020年9月16日	11,500,000株
第3回割当	2020年10月5日	2020年10月20日	11,500,000株
第4回割当	2020年10月23日	2020年11月9日	11,500,000株
第5回割当	2020年11月24日	2020年12月9日	11,500,000株
第6回割当	2020年12月14日	2020年12月29日	11,500,000株
第7回割当	2021年1月5日	2021年1月20日	11,500,000株
第8回割当	2021年1月25日	2021年2月9日	11,500,000株

(注) 各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に

当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合（以下「割当制限事由」といいます。）が発生している場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行いません。

2. 第三者割当による新株式発行

① 募集の目的及び理由

上記「1. 包括的株式発行プログラム（STraight-Equity Issue Program “STEP”）① 本プログラムによる資金調達方法を選択した理由」に記載されるように、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、比較的短期間で確実に資金調達を実現するという観点から当社として最良の選択と判断し、本第三者割当増資により資金調達を行うものであります。

② 募集の概要

(1) 募集の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 最大92,000,000株 第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により、普通株式を各11,500,000株ずつ発行する予定であります。
(3) 発行価額	各割当に係る割当決議日の前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間に於いて取引所発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）
(4) 調達資金の額	4,478,100,000円 上記本新株式の払込金額の総額は、第1回割当により発行される株式に係る払込金額に加え、第2回割当乃至第8回割当による払込金額を加味したものです。第2回割当乃至第8回割当の払込金額は、2020年7月30日（同日を含みます。）までの3取引日において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第2回割当乃至第8回割当の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間に於いて取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）として確定いたします。また、割当制限事由の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 2,239,050,000円 資本準備金 2,239,050,000円 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(6) 割当先	EVO FUND
(7) 払込期日	「包括的株式発行プログラム（STraight-Equity Issue Program “STEP”）② 本プログラムの概要」に記載のとおりであります。
(8) 資金の使途	遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済
(9) その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

(注) 1. 本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は48百万円であり、調査費用、登記費用、弁護士

費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 各割当決議日において、割当制限事由が存在する場合等には、当社は割当決議を行わず、その時点で有価証券届出書を取り下げます。
3. 当社と割当先との合意により、各割当決議日及び各払込期日を変更する場合があります。
4. 2020年8月12日付の当社取締役会において、第1回割当による新株式の発行条件の確定を決議いたしました。第1回割当における新株式の1株当たりの発行価額は38円であり、調達資金の金額は437,000,000円になります。また、第1回割当により、資本金218,500,000円、資本準備金218,500,000円が増加いたします。

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年7月31日付の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う（以下「本吸収合併」という。）と同時に、当社のOEM事業及びその他事業を会社分割（新設分割）し、新設するオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社に承継する（以下「本新設分割」という。）ことによるグループ再編の実施を決議いたしました。

また、当社は、2020年10月1日付（予定）で当社の商号のオンキヨーホームエンターテイメント株式会社への変更及び発行可能株式総数の変更を内容とする「定款一部変更の件」を2020年9月25日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 本吸収合併・本新設分割の目的

当社は、これまでホームA V事業の譲渡を目指し、複数の候補先と協議を進めてまいりましたが、候補先との条件の合意には至らなかった一方で、ホームA V事業に関わる100名規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化、さらには開発機種削減による開発費の削減等の合理化策を策定し実行に移した結果、営業債務の支払い遅延を解消、資金繰りを改善し、従来から強みのあったホームA V事業に注力できれば、利益を確保できる体制が整ってきていると判断いたしました。そこで、当社としてこのままホームA V事業の譲渡に向けて交渉を進めているだけでは、今後一層厳しい状況に陥ることが予想される状況から、ホームA V事業の外部への譲渡を模索することを止め、本吸収合併及び本新設分割により、各事業を独立の会社とすることで、各事業における迅速な事業戦略の推進を実現するとともに、OEM事業及びその他事業における外部との資本提携を含めた協業によるグループ全体の立て直しを図ります。

① ホームA V事業の中核事業化

ホームA V事業は、大規模な合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、業績回復の柱とすべく再チャレンジしてまいります。

② OEM事業、その他事業の資本提携等

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器（Vibtone）を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置づけてまいりました。

また、A Iや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキヨーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

③ ホームA V事業を中心としたグループ再編

ホームA V事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現することを目的に、ホームA V事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、A I、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

2. 本吸収合併の概要

① 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(1) 結合企業

名称 オンキヨー株式会社

事業の内容 音響機器・電子機器・車載用スピーカー等の開発設計、製造販売、受託生産及び音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売

(2) 被結合企業

名称 オンキヨー&パイオニア株式会社

事業の内容 オーディオ・ビジュアル関連製品等の製造・販売

② 企業結合日

2020年10月1日（予定）

③ 企業結合の法的形式

オンキヨー株式会社を吸収合併存続会社、オンキヨー&パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

④ 統合後企業の名称

吸収合併存続会社であるオンキヨー株式会社は、本吸収合併後オンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

3. 本新設分割の概要

① 分割又は承継する部門の事業内容

(1) オンキヨーサウンド株式会社

音響機器・電子機器・車載用スピーカー等の開発設計、製造販売、受託生産

(2) オンキヨー株式会社

音響機器・ハイレゾ音源のインターネット販売、電子機器・ソフトウェアの研究、開発設計

② 本新設分割の効力発生日

2020年10月1日（予定）

③ 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社であるオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社を承継会社とする分社型新設分割となります。

④ 分割に係る割当の内容等

本新設分割に際し、新設会社となるオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社は普通株式5,000株を発行し、それら全ての株式を分割会社である当社に割当交付いたします。

⑤ 本新設分割に伴う新株予約権に関する取扱い

本分割に伴う当社の新株予約権の減少はありません。

⑥ 本新設分割により減少する資本金等

本新設分割による当社の資本金の変更はありません。

⑦ 新設会社が承継する権利義務

オンキヨーサウンド株式会社は、効力発生日において、分割会社である当社のOEM事業に係る資産及び負債、契約関係、労働契約並びにこれに付随する権利義務を承継いたします。

オンキヨー株式会社は、効力発生日において、分割会社である当社のその他事業に係る資産及び負債、契約関係、労働契約並びにこれに付随する権利義務を承継いたします。

⑧ 債務履行の見込

本件分割において、分割会社及び新設会社が負担すべき債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

4. 分割当事会社の概要

	分割会社 (2020年7月31日現在)	承継会社 (2020年10月1日時点の予定)	承継会社 (2020年10月1日時点の予定)
(1) 名称	オンキヨー株式会社 (オンキヨーホームエンター テイメント株式会社に商号変 更予定)	オンキヨーサウンド株式会社	オンキヨー株式会社
(2) 所在地	大阪府東大阪市川俣一丁目1 -41	大阪府東大阪市川俣一丁目1 -41	大阪府東大阪市川俣一丁目1 -41
(3) 代表者の役 職・氏名	代表取締役 大脇宗徳	代表取締役 宮田幸雄	代表取締役 大脇宗徳
(4) 事業内容	音響機器・電子機器・車載用 スピーカー等の開発設計、製 造販売、受託生産及び音響機 器・ハイレゾ音源のインター ネット販売	音響機器・電子機器・車載用 スピーカー等の開発設計、製 造販売、受託生産	音響機器・ハイレゾ音源のイ ンターネット販売、電子機 器・ソフトウェアの研究、開 発設計
(5) 資本金	9,416百万円	100百万円	100百万円
(6) 設立年月日	2010年10月1日	2020年10月1日	2020年10月1日
(7) 発行済株式数	96,768,294株	5,000株	5,000株
(8) 決算期	3月	3月	3月
(9) 大株主及び持 株比率	冠旭国際科技有限公司 (Grandsun International Technology Co., Limited) 3.7% パイオニア株式会社 2.2%	オンキヨーホームエンターテ イメント株式会社 100%	オンキヨーホームエンターテ イメント株式会社 100%

5. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡する事業に係る損益の概算額

	OEM事業	その他事業
売上高	4,750百万円	1,887百万円

6. 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価額

① OEM事業

資産		負債	
流動資産	2,173百万円	流動負債	1,316百万円
固定資産	275百万円	固定負債	—
合計	2,449百万円	合計	1,316百万円

② その他事業

資産		負債	
流動資産	181百万円	流動負債	161百万円
固定資産	39百万円	固定負債	—
合計	220百万円	合計	161百万円

7. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

8. 定款の一部変更の内容

当社の商号を「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」へ変更するとともに、定款第1条（商号）及び第2条（目的）について、2020年10月1日を効力発生日として所要の変更を実施いたします。

あわせて将来の機動的な資金調達必要性も勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の216,000,000株から310,000,000株に変更することといたしました。

9. 定款の一部変更の日程

取締役会決議	2020年7月31日
定款変更承認株主総会	2020年9月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2020年10月1日（予定）

10. 今後の見通し

本吸収合併・本新設分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

（資金の借入）

当社は、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表いたしました、無担保ローン・ファシリティ契約により、下記の借入を行っております。

借入の概要

	第1回借入	第2回借入
（1）借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	
（2）貸付実行日	2020年7月31日	2020年8月21日
（3）借入額	200百万円	200百万円
（4）満期日	2021年1月29日	2021年2月19日
（5）金利	年率1.0%	
（6）期限前返済	当社の新株式の発行がなされた場合 又は当社が発行した新株予約権の行	2020年9月1日以降に、資金調達を行 った場合、当該資金調達により当社が

	使がなされた場合、当該発行又は行使に係る金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）までに、当該発行又は行使により当社が調達した資金の全額を本件借入れの弁済資金に用いて、借入先に弁済する。	調達した資金と同額の金額を借入先に弁済する。
(7) 担保の有無	無担保	
(8) 資金使途	営業債務の支払い	

10. [その他の注記]

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

会社	主な用途	種類	減損損失
オンキヨー(株) (大阪府東大阪市)	共用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品、リース資産、 建設仮勘定、無形固定資産	163
オンキヨー&パイオニア(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ 事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備 品、建設仮勘定、無形固定資産	90
オンキョースポーツ(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ 事業用資産	建設仮勘定、無形固定資産	14
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. (中国 香港)	A V 事業用資産	機械装置、工具、器具及び備品、 建設仮勘定	8
Pioneer & Onkyo Europe GmbH (ドイツ バイエルン州)	共用資産	工具、器具及び備品、無形固定資産	16
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. (マレーシア セランゴール州)	A V 事業用資産	機械装置、 工具、器具及び備品、建設仮勘定	48
広州安橋音響有限公司 (中国 広州)	O E M 事業用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品、 リース資産、建設仮勘定、 無形固定資産	95
Minda Onkyo India Private Limited (インド ニューデリー)	O E M 事業用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品	161
計			597

当社グループは、原則として、事業用資産については会社を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む全社単位で検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失(597 百万円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物 189 百万円、機械装置 162 百万円、工具、器具及び備品 139 百万円、リース資産 1 百万円、建設仮勘定 39 百万円、無形固定資産 64 百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却見込額等合理的な見積りにより算定しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2019年4月1日残高	6,191	5,527	5,527	△10,290	△10,290	△53	1,373
事業年度中の変動額							
新株の発行	2,070	2,046	2,046				4,116
当期純損失				△9,206	△9,206		△9,206
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	2,070	2,046	2,046	△9,206	△9,206	△0	△5,089
2020年3月31日残高	8,261	7,573	7,573	△19,497	△19,497	△53	△3,716

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2019年4月1日残高	△46	△46	7	1,335
事業年度中の変動額				
新株の発行				4,116
当期純損失				△9,206
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	46	46	△1	45
事業年度中の変動額合計	46	46	△1	△5,044
2020年3月31日残高	0	0	6	△3,708

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

個別注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても4,542百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,194百万円（前事業年度末1,035百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を9,206百万円計上した結果、当事業年度末現在において3,708百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは事業ポートフォリオの見直しを行い、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。2019年6月26日開催の当社定時株主総会において本譲渡に関する議案は承認され、本譲渡のクロージング後は、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図る計画を準備しておりました。

しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月4日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止することについて、両社間で合意にいたりました。

このような状況から、当社は譲渡完了を前提に計画していた資金調達のプランを見直し、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得られなかったことに加え、米国の主要販売代理店の業績悪化に伴い債権の回収可能性が著しく低下したことから連結子会社の財政状態及び業績が著しく悪化し、4,096百万円を関係会社貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上し、723百万円を関係会社貸倒引当金繰入額、2,704百万円を関係会社事業損失引当金繰入額として特別損失に計上した結果、当期純損失を9,206百万円計上しました。

また、株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、債務超過の状況となっております。

当該財務体質の改善をより確実なものとするために、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のとおり、早期の営業債務の支払遅延と債務超過を解消すべく、新株発行による資金調達を行ってまいります。また、継続してABLやファクタリングを機動的に用いた資金調達を行っていくことに加え、当社保有の土地・株式等の資産の売却による資金化を促進してまいります。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームA V事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

このような方針変更を受け、以下の施策を遂行することで各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ホームA V事業の中核化

ホームA V事業では、国内従業員の約30%に相当する100名規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらに開発機種削減による開発費の削減等で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しました。当該合理化策により、利益を確保できる体制が整ってきたこと、また、最大市場の米国において、新しくVOXXグループを販売代理店とする合意ができたことにより、早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、また、米国内の量販店、専門店と強固な関係をすでに築いているVOXXグループの販売網による将来の売上拡大が見込まれることとなり、今後は外部への譲渡を模索することを止め、当社グループの中核事業と位置づけ、業績回復の柱とすべく再チャレンジしてまいります。

- ・デジタルライフ事業の商品戦略と新規市場の開拓

デジタルライフ事業では、高付加価値のワイヤレスイヤホンや、伸長する人気アニメやファッションブランドをはじめとするコラボモデル、ゲーミング及びeスポーツ市場に向けた新ブランド「SHIDO」による新規開拓の活動等を強化しております。また国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めております。2019年10月より販売を開始したKlipsch社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いており、現在はホームA V関連商品の供給など包括的な協力関係の構築を目指した協議を進めております。

- ・OEM事業、その他事業の資本提携

OEM事業は、従来からの車載スピーカーにおける信頼、強みに加え、加振器（Vibtone）を用いた音・振動の新規ビジネス展開など、今後の成長が期待できる事業であり、これまでは当社グループの成長戦略の柱と位置づけてまいりました。

また、A Iや産学連携による新ビジネス、e-onkyoによるハイレゾ配信、アニメ等とのブランドコラボレーションといった事業は、当社の技術開発力を用いて世の中の新しいニーズに応えるものとして中長期的に育てるビジネスであり、従来からのオーディオファンというオンキョーの顧客とはまた異なる顧客層へのブランド認知にも貢献してまいりました。

しかしながら、これらの事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であります。その協業の形を、単なる取引強

化や業務上の提携にとどまらず、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

・ホームA V事業を中心としたグループ再編

ホームA V事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現することを目的に、ホームA V事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、A I、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、当社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更いたします。各事業を独立の会社とすることで、資本提携に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、それぞれの意思決定を迅速化、事業戦略がより推進できる体制を築いてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. [重要な会計方針に関する注記]

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

i. 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物	15年～41年
機械装置	4年～11年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

(3) リース資産 …………… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) リサイクル費用引当金

PC リサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込み額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

3. [貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 1,406 百万円

短期金銭債務 1,569 百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 260 百万円

3. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

土地 522 百万円

建物 52 百万円

投資有価証券 0 百万円

計 575 百万円

担保対応債務

買掛金 0 百万円

未払金 0 百万円

短期借入金 361 百万円

1 年内返済予定の長期借入金 52 百万円

長期借入金 55 百万円

計 468 百万円

(注) 上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社（以下、OCSとする）の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産 274 百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

4. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容
オンキヨー&パイオニア㈱	675 百万円	仕入債務に対する保証
計	675 百万円	

4. [損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

(1) 営業取引

売上高	2,575 百万円
仕入高	3,346 百万円
その他	639 百万円

(2) 営業取引以外の取引

受取利息及び配当金	229 百万円
支払利息	17 百万円
その他営業外収入	3 百万円
その他営業外費用	0 百万円

5. [株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 408,187 株

(注) 当社は、2020 年 7 月 22 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っておりますが、株式数については、株式併合前の株式数を記載しております。

6. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

7. [関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	オンキヨー&バイオニアマ ーケティングジャパン㈱	(所有)	資金の貸付	資金の貸付け	357	関係会社短期貸付金 (注) ⑤	1,542
		間接		貸付金の返済	1,401		
		100%		利息の受取 (注) ①	65	未収収益 (注) ⑤	14
	オンキヨー&バイオニア㈱	(所有)	役員の兼任	資金の貸付け	5,855	関係会社短期貸付金 (注) ⑤	6,114
		直接	資金の貸付	貸付金の返済	3,061		
		100%	経営管理	利息の受取 (注) ①	158	未収収益 (注) ⑤	50
				賃料、保険料、ロイヤルティ等立替	2,205	立替金 (注) ⑤	68
				経営指導料の収受 (注) ⑤	1,535	売掛金 (注) ⑤	145
				製品仕入 (注) ⑦	193	買掛金	54
				立替、事業譲渡による債務譲受 (注) ②	492	未払金	250
	オンキョースポーツ㈱	(所有)	資金の貸付	資金の貸付け	54	関係会社短期貸付金 (注) ⑤	86
		直接		貸付金の返済	4		
		85%		利息の受取 (注) ①	2	未収収益 (注) ⑤	0

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	(所有) 直接 100%	管理業務の委託	業務委託料の支払 (注) ⑥ 資産の譲受	262 -	未払金 売掛金	455 389
	Pioneer & Onkyo U. S. A. Corporation	(所有) 直接 100%	代理店	資産の譲受	-	売掛金 (注) ⑧	219
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	(所有) 直接 15.24% 間接 84.76%	OEM事業製品の製造	製品仕入 (注) ⑦	357	買掛金	375
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	(所有) 直接 96.34%	資金の借入	利息の支払 (注) ①	17	関係会社短期借入金 未払費用	696 17
	Guangzhou Onkyo Acoustic Corporation	(所有) 直接 65.2% 間接 34.8%	OEM事業製品の製造	製品仕入 (注) ⑦ ロイヤリティ収入 (注) ③ 決済代行に関する未収入金 出向料等の受取 (注) ④	1,855 10 1 26	買掛金 売掛金 (注) ⑧ 未収入金 (注) ⑧ 立替金 (注) ⑧	92 119 138 124
	Shanghai Onkyo Electronics Corporation	(所有) 直接 100%	OEM事業製品の製造	ロイヤリティ収入 (注) ③ 出向料等の受取 (注) ④	3 -	売掛金 (注) ⑧ 立替金	86 48
	Minda Onkyo India Private Limited	(所有) 直接 50%	OEM事業製品の製造 役員の兼任	資金の貸付け 利息の受取 決済代行に関する未収入金 製品仕入 (注) ⑦	- 3 27 221	関係会社長期貸付金 (注) ⑤ 未収収益 未収入金 買掛金	200 1 52 116
関連 会社	FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.	(所有) 間接 19.80%	OEM事業製品の製造	製品仕入 (注) ⑦	255	買掛金	73

上記の金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- ①貸付金および借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。
- ②事業譲受については、適正な帳簿価額に基づき取引価格を決定しております。
- ③ロイヤリティについては、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。
- ④出向料については、出向に関する契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を立替しております。
また、出向料のほかに、本社からの出張応援費用の立替、輸送費の立替が含まれております。
- ⑤経営指導料については、業務内容および業績等を参考に交渉により取引価格を決定しております。
- ⑥業務委託料については、実績に基づき取引価格を決定しております。
- ⑦製品仕入については、一般の取引と同様に取引価格を決定しております。
- ⑧子会社に対する債権について、貸倒引当金繰入額 4,820 百万円および貸倒引当金 8,551 百万円を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	オーエス・ホール ディング㈱	(被所有)	当社代表取締役 社長	資金の借入	501	短期借入金	361
		6.31%		借入金の返済	940		
		(注)2		利息の支払 (注)1	28	未払費用	4

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

2. 議決権の所有割合の計算には、EVO FUND との株券貸借契約に基づく貸株 17,258,000 株に対する議決権を含めております。

8. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 △67 円 83 銭

1株当たり当期純損失 273 円 19 銭

(注) 当社は2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

9. [重要な後発事象に関する注記]

「連結計算書類、連結注記表、9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 八 田 和 信
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 松 岡 繁 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在で3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類

は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年7月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類
オンキヨー&パイオニア株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等の内容

第15期 計 算 書 類

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

東京都墨田区横網1丁目10番5号

オンキヨー & パイオニア株式会社

貸 借 対 照 表

(2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 現 在)

(単位 : 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
【流動資産】	4,020,227,077	【流動負債】	13,519,009,642
現 金 預 金	28,117,986	買 掛 金	6,054,021,308
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,306,254,196	関 係 会 社 借 入 金	6,114,000,000
製 品	89,503,174	未 払 金	709,845,716
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	415,435,089	未 払 費 用	46,744,493
未 収 入 金	875,365,107	製 品 保 証 引 当 金	255,834,000
そ の 他	473,419,946	諸 引 当 金 (流 動)	120,440,588
貸 倒 引 当 金	△3,167,868,421	そ の 他	218,123,537
		【固定負債】	141,906
		繰 延 税 金 負 債 (固 定)	141,906
		負 債 合 計	13,519,151,548
【固定資産】	510,540,520	【純資産の部】	
【有形固定資産】	0	【株主資本】	△8,988,383,951
工 具 器 具 備 品	0	資 本 金	100,000,000
【無形固定資産】	0	資 本 剰 余 金	5,000,197,751
ソ フ ト ウ ェ ア	0	資 本 準 備 金	240,000,000
【投資その他の資産】	510,540,520	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	4,760,197,751
投 資 有 価 証 券	505,353,519	利 益 剰 余 金	△14,088,581,702
そ の 他	5,187,001	そ の 他 利 益 剰 余 金	△14,088,581,702
		繰 越 利 益 剰 余 金	△14,088,581,702
		純 資 産 合 計	△8,988,383,951
資 産 合 計	4,530,767,597	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,530,767,597

損 益 計 算 書

（ 自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日 ）

（単位 ： 円）

科 目	金 額	
売 上 高		11,682,953,990
売 上 原 価		10,745,486,079
売 上 総 利 益		937,467,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,043,425,130
営 業 利 益		△3,105,957,219
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	273,738	
そ の 他	44,978,870	45,252,608
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 割 引 料	158,895,917	
為 替 差 損	46,035,867	
そ の 他	100,523,722	305,455,506
経 常 損 失		3,366,160,117
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	159,102	
事 業 譲 渡 益		
そ の 他		159,102
特 別 損 失		
減 損 損 失	90,099,480	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,896,749,035	
そ の 他	38,357,352	3,025,205,867
税 引 前 当 期 純 損 失		6,391,206,882
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,696,901	
法 人 税 等 調 整 額	0	11,696,901
当 期 純 損 失		6,402,903,783

株主資本等変動計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本金剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その剰余金	他剰余金	その他剰余金	利益剰余金		
2019年4月1日の残高	308,000,000	240,000,000	4,760,197,751	5,000,197,751	△7,893,677,919	△7,893,677,919	△2,585,480,168	△2,585,480,168
当期純損失					△6,402,903,783	△6,402,903,783	△6,402,903,783	△6,402,903,783
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△208,000,000				208,000,000	208,000,000	0	0
当期変動額合計	△208,000,000	－	－	－	△6,194,903,783	△6,194,903,783	△6,402,903,783	△6,402,903,783
2020年3月31日の残高	100,000,000	240,000,000	4,760,197,751	5,000,197,751	△14,088,581,702	△14,088,581,702	△8,988,383,951	△8,988,383,951

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(その他有価証券)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品は最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

(有形固定資産)

有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	10 ～ 15 年
機 械 装 置	6 ～ 10 年
工具器具備品	2 ～ 10 年

(無形固定資産)

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準

(貸倒引当金)

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(製品保証引当金)

販売後の無償サービスに備えるため、当該サービス期間に対応する見積費用を売上高を基準として過去の実績率に基づき必要額を引当計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済み株式の数

普通株式

5, 006 株

3. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社	オンキヨー株式会社	被所有 直接100%	経営指導料等の支払い	支払手数料	1,403,895	未払金	130,751
			資金の借り入れ	短期借入金	6,114,000	関係会社借入金	6,114,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン株式会社	所有(直接) 100%	当社製品の販売 (注2)	売上高	1,933,942	売掛金	66,353
子会社	Onkyo Asia Electronics Sdn. Bhd.	所有(直接) 84.76%	当社製品の製造 (注1)	製品仕入高	5,230,134	買掛金	3,176,547
親会社の子会社	Pioneer & Onkyo USA Corporation	なし	当社製品の販売 (注2)	売上高	106,362	売掛金	63,142
親会社の子会社	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	なし	当社製品の販売 (注2)	売上高	161,751	売掛金	5,456
親会社の子会社	Onkyo China Prc	なし	当社製品の製造 (注2)	売上高	378,627	売掛金	80,946
関連会社及び当該関連会社の子会社	S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.	所有(直接) 39.97%	当社製品の仕入 (注1)	製品仕入高	408,045	買掛金	584,198

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して取引会社が希望価額を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価額を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

事 業 報 告

第 15 期 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日

東京都墨田区横網一丁目 10 番 5 号

オンキヨー&パイオニア株式会社

Onkyo & Pioneer Corporation

事業報告

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 概況

当会計年度の売上高は、ホームオーディオ市場の縮小や営業債務の支払遅延に伴う生産の縮小/停止による販売機会損失発生に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う生産工場の操業停止により対前年 172 億 8 百万円の減収となりました。

損益は、構造改革によりコスト削減を行ったが、大幅な売上減少に伴う売上総利益の減少により、対前年 57 億 96 百万円の悪化となりました。

(2) 売上、損益についての現況

(金額単位：百万円)

	第 14 期実績	第 15 期実績	差異
売上高	28,891	11,683	▲17,208
営業利益	254	▲3,106	▲3,360
当期純利益	▲607	▲6,403	▲5,796

当会計年度の売上高は、116 億 83 百万円、純損失は 64 億 3 百万円となりました。

(3) 財政状態

当期末の総資産については、前期末に比べ 78 億 15 百万円減少し 45 億 31 百万円となりました。純資産については、前期末に比べ 64 億 3 百万円減少し、▲89 億 88 百万円となりました。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、59 百万円で、内訳は、工具器具備品 54 百万円、敷金/保証金 5 百万円となります。

(5) 業務上の課題

当社は、オンキヨーグループの経営理念である『VALUE CREATION』に基づき、ホームＡＶ及びデジタルライフ製品分野に於いて、ユーザーに新たな価値を提案する新商品群を企画開発し、それに付随するサービスを市場投入・提供して参りました。

前期は、ホームオーディオ市場縮小に加え、営業債務の支払遅延に伴う生産の縮小/停止
新型コロナウイルス感染症による生産工場の操業停止により売上/損益共に大幅に悪化をしました。

今期は、前期に行った構造改革により利益が確保できる体制が整い、最大市場である米国でVOXX グループを販売代理店とする合意ができたことにより早期の代金回収で安定的な商品供給を実現し、売上拡大を図り業績回復に努めてまいります。

(6) 親会社との関係

当社の親会社はオンキヨー株式会社であります。同社は当社の株式を 100%保有しております。

(7) 従業員の状況 (2020 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢
239(12)名	47.20 歳

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、季節工、パートタイマーおよび嘱託契約の使用人を含み、派遣社員を除いております。

2. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況 (2020 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況
代表取締役社長	宮城 謙二	オンキヨー株式会社 取締役
取締役	泉谷 浩志	
取締役	成田 進一	
取締役	天野 俊哉	
取締役 (社外)	ギアー・スキャーデン	Xperi 社 上席副社長
監査役	手嶋 和紀	オンキヨー株式会社 経理財務部 副部長

Onkyo & Pioneer Corporation

- (注) 1. 2019 年 11 月 1 日付にて百足敏治氏が監査役を辞任しております。
2. 2019 年 11 月 1 日付にて手嶋和紀氏が監査役に就任しております。
なお、同氏は 2020 年 7 月 31 日付にて監査役を辞任しております。
3. 2020 年 8 月 1 日付にて孝治修氏が監査役に就任しております。

監 査 報 告 書

私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表およびその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年8月25日

オンキヨー&パイオニア株式会社

監査役 孝治 修 ㊞